

令和3年度

第8回御船町議会定例会(3月会議)

議 案

令和4年3月10日(木)

令和3年度第8回御船町議会定例会（3月会議）議事日程

令和4年3月10日（木）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

3 令和3年度定期監査報告

第 3 一般質問

第 4 報告第13号 専決処分の報告について

第 5 報告第14号 専決処分の報告について

第 6 議案第35号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第 7 議案第36号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第 8 議案第37号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

第 9 議案第38号 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第39号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一
般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第11 議案第40号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第 1 2	議案第 4 1 号	御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 3	議案第 4 2 号	御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 4	議案第 4 3 号	御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 5	議案第 4 4 号	行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 1 6	議案第 4 5 号	御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 7	議案第 4 6 号	御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 8	議案第 4 7 号	御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 9	議案第 4 8 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
第 2 0	議案第 4 9 号 【別冊】	令和 3 年度御船町一般会計補正予算（第 1 2 号）について
第 2 1	議案第 5 0 号 【別冊】	令和 3 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
第 2 2	議案第 5 1 号 【別冊】	令和 3 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 3	議案第 5 2 号 【別冊】	令和 3 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 2 4	議案第 5 3 号 【別冊】	令和 3 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 5	議案第 5 4 号 【別冊】	令和 3 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

第 2 6	議案第 5 5 号 【別冊】	令和 3 年度御船町情報通信基盤施設運営事業 特別会計補正予算（第 4 号）について
第 2 7	議案第 5 6 号 【別冊】	令和 3 年度御船町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 8	議案第 5 7 号 【別冊】	令和 4 年度御船町一般会計予算について
第 2 9	議案第 5 8 号 【別冊】	令和 4 年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
第 3 0	議案第 5 9 号 【別冊】	令和 4 年度御船町介護保険事業特別会計予算について
第 3 1	議案第 6 0 号 【別冊】	令和 4 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 3 2	議案第 6 1 号 【別冊】	令和 4 年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について
第 3 3	議案第 6 2 号 【別冊】	令和 4 年度御船町公共下水道事業特別会計予算について
第 3 4	議案第 6 3 号 【別冊】	令和 4 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算 について
第 3 5	議案第 6 4 号 【別冊】	令和 4 年度御船町水道事業会計予算について
第 3 6	発議第 5 号	御船町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
第 3 7	陳情第 7 号の 1	子育て世帯に対する町独自の新たな支援について（陳情）
第 3 8	陳情第 7 号の 2	子育て世帯に対する町独自の新たな支援について（陳情）
第 3 9	議員辞職について	

- 第 4 0 議会運営委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 1 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 2 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 3 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 4 議会改革推進特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について
- 第 4 5 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申出について

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年3月10日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第16号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第10号）について

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年3月10日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第17号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第11号）について

議案第 35 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 6 号）の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の期末手当の改定に準じて、
御船町の一般職の職員の期末手当の改定等を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の御船町一般職の職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び御船町一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 19 条第 4 項から第 7 項まで（御船町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）第 17 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 22 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5 分の 15

(2) 再任用職員 72.5 分の 10

(規則への委任)

3 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 36 号

御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 30 年条例第 19 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、特別職の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

御船町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「「100分の127.5」とあるのは、「100分の147.5」」を「「100分の120」とあるのは「100分の142.5」」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当についてのこの条例の規定による改正後の御船町長等の給与及び旅費に関する条例第7条の規定の適用については、同条ただし書中「同条第5項」とあるのは「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2項中「127.5分の15」とあるのは「147.5分の10」とし、一般職給与条例第19条第5項」とする。

議案第 37 号

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例
第 30 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告及び御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴
い、御船町議会議員の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の
一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」とあるのは、「100分の147.5」を「
100分の120」とあるのは「100分の142.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当についてのこの条例の規定による改正後の
御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条の規定の適用につい
ては、同条ただし書中「同条第5項」とあるのは「御船町一般職の職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2項中
「127.5分の15」とあるのは「147.5分の10」とし、一般職給与条例第19条
第5項」とする。

議案第 38 号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
条例第 29 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当について準用する御船町の一般職の給
与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月における期末手当に関する特例）

- 4 令和4年6月における第15条第1項及び第25条第1項において準用する給与条例第19条第2項の規定の適用については、御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 9 号

御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）及び御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 4 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

一般任期付職員の勤務時間及び給与に関する規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を加え、「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条及び第12条中「再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第2条」の次に「各項」を加え、「任期が3年（前条の規定による場合にあつては5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、」の次に「採用した日から」を加える。

第7条の見出しを「(給与に関する特例)」に改め、同条第5項中「第3項に」を「第3項の」に改め、同項の次に次の1項を加える。

6 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額、給与条例第3条第4項及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に勤務時間条例第2条第4項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第8条及び第9条を削る。

第10条第2項中「行政手当」を「業績手当」に、「給与条例第18条第2項中」を「給与条例第18条第2項中」に、「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の162.5」に改め、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とを削り、同条第3項中「第3条、第4条」を「第4条（第2条第2項、第3項及び第4項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「一般任期付職員」という。）が60歳に達した日以後における最初の4月1日以降に在職する場合に限る。）」に改め、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 40 号

御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

御船町附属機関設置条例（令和 2 年条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

就学支援委員会及び人権教育・啓発基本計画策定委員会を附属機関に追加する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例

御船町附属機関設置条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部特別支援連携協議会の項の次に次のように加える。

就学支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、特別支援学校及び特別支援学級への入学、転入学並びに転学する児童生徒に関する事項における適切な就学及びその後の継続的な教育支援等について調査、審議する。
人権教育・啓発基本計画策定委員会	人権教育及び人権啓発の総合的かつ基本的な施策の推進を図るため必要な事項を調査、審議する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

特別職の職員で非常勤のものの追加及び消防団に関する報酬額の改定を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

災害弔慰金等支給審査会委員	日額 10,000円
---------------	------------

」を「

災害弔慰金等支給審査会委員 専門医師就学支援委員会委員 学識経験者就学支援委員会委員	日額 10,000円
--	------------

」に、「

御船町議会情報公開審査会委員 指定管理者検証委員会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 ブロードバンド基盤整備推進協議会委員 御船光ネットワーク民間移行事業に係る運営事業候補者選 定委員会委員 総合計画審議会委員 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員 交通安全対策協議会委員 介護保険運営協議会委員 介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員 男女共同参画社会推進会議委員 人権擁護審議会委員	日額 4,000円
---	-----------

民生・児童委員推薦会委員 地域密着型サービス運営協議会委員 地域包括支援センター運営協議会委員 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会委員 障害福祉計画策定委員会委員 公立保育園施設検討委員会委員 子ども・子育て会議委員 災害義援金配分委員会委員 健康づくり推進協議会委員 農業委員会委員選考委員 農業振興地域整備促進協議会委員 特産品認定審査委員会委員 都市計画審議会委員 水道事業経営戦略委員会委員 地域連携保全活動協議会委員 教育環境整備主要課題検討委員会委員 教育振興基本計画策定委員会委員 教育振興基本計画評価検証協議会委員 学校給食センター運営委員会委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 カルチャーセンター運営審議会委員 図書館協議会委員 恐竜博物館協議会委員 文化財保護委員 土地改良事業施行評価換地委員	
学校統合推進委員会委員 学校運営協議会委員 特別支援連携協議会委員	日額 2,000円

」を「

御船町議会情報公開審査会委員	日額 4,000円
指定管理者検証委員会委員	
政治倫理審査会委員	
特別職報酬等審議会委員	
ブロードバンド基盤整備推進協議会委員	
御船光ネットワーク民間移行事業に係る運営事業候補者選 定委員会委員	
総合計画審議会委員	
まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員	
交通安全対策協議会委員	
介護保険運営協議会委員	
介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会委員	
男女共同参画社会推進会議委員	
人権擁護審議会委員	
民生・児童委員推薦会委員	
地域密着型サービス運営協議会委員	
地域包括支援センター運営協議会委員	
要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会委員	
障害福祉計画策定委員会委員	
公立保育園施設検討委員会委員	
子ども・子育て会議委員	
災害義援金配分委員会委員	
健康づくり推進協議会委員	
農業委員会委員選考委員	
農業振興地域整備促進協議会委員	
特産品認定審査委員会委員	
都市計画審議会委員	
水道事業経営戦略委員会委員	

地域連携保全活動協議会委員 教育環境整備主要課題検討委員会委員 教育振興基本計画策定委員会委員 教育振興基本計画評価検証協議会委員 学校給食センター運営委員会委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 カルチャーセンター運営審議会委員 図書館協議会委員 人権教育・啓発基本計画策定委員会委員 恐竜博物館協議会委員 文化財保護委員 土地改良事業施行評価換地委員	
学校統合推進委員会委員 学校運営協議会委員 特別支援連携協議会委員 就学支援委員会委員	日額 2,000円

」に、「

消防団長	年額 115,700円
消防副団長	年額 82,700円
消防分団長	年額 60,500円
消防副分団長	年額 39,300円
消防班長	年額 30,900円
消防団員	年額 20,000円
機能別消防団員	年額 2,000円

」を「

消防団長	年額 115,700円
消防副団長	年額 82,700円
消防分団長	年額 60,500円

消防副分団長	年額	45,500円
消防班長	年額	40,500円
消防団員	年額	36,500円
機能別消防団員	年額	2,000円
出動報酬（災害時）	時間	1,000円 (ただし、災害時毎 に最初の1時間は 1,500円とする。)
出動報酬（訓練・警戒時）	1回	2,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 4
年条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町消防団員の年額報酬、出動報酬の改正等に伴い、本条例の一部
を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成14年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（任用）

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は、団長が次に掲げる資格を有する者の中から町長の承認を得て任用する。

- （1） 当該消防団の区域内に居住し、又は区域内の事業所に勤務する者
- （2） 満18歳以上の者
- （3） 志操堅固で、かつ、身体強健な者
- （4） その他任命権者が必要と認める者

第5条第2項を次のように改める。

- 2 団員は、第3条第1号に該当しなくなったとき、又は前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

第13条を次のように改める。

（費用弁償）

第13条 団員が会議の招集に応じた場合及び公務のために旅行したときは、予算の範囲内において報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

御船町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業
取得要件の緩和措置等を講じる人事院規則の改正に伴い、本条例の一部
を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

御船町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 4 号

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を
別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日 提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

行政手続における押印の見直しに伴い、手続の簡略化を図るため、関
係条例において所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(御船町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 御船町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「審査の申出人」を「審査申出人」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第4項中「審査申し出人」を「審査申出人」に改め、同条第5項中「記載し提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第6項中「請求書」を「審査申出人」に改め、同条第7項中「調査」を「調書」に改める。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和30年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正)

第3条 災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（昭和43年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(御船町火入れに関する条例の一部改正)

第4条 御船町火入れに関する条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 5 号

御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町子ども医療費助成に関する条例(平成 2 6 年条例第 2 2 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

子ども医療費の助成対象年齢の引き上げ及び医療費自己負担を無償とすることにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減及び子どもの健康保持を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

御船町子ども医療費助成に関する条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「乳幼児及び児童」を「18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「医療費」に改め、同項を同条とする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例は、令和4年4月1日以後の診療に係る医療費について適用し、令和4年3月31日以前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第 4 6 号

御船町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

御船町下水道条例（平成 1 4 年条例第 1 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

排水設備工事責任技術者の資格に係る登録を実施する機関の変更及び外国人住民に係る本人確認書類としての外国人登録証明書の廃止などに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町下水道条例の一部を改正する条例

御船町下水道条例（平成 14 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号中「公益財団法人熊本市下水道技術センター」を「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社」に改める。

第 6 条の 2 第 3 項第 2 号中「又は外国人登録証明書」を削る。

第 6 条の 2 第 3 項第 4 号中「公益財団法人熊本市下水道技術センター」を「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社」に改める。

第 6 条の 5 及び第 6 条の 6 中「排水設備工事責任技術者」を「責任技術者」に改める。

第 10 条中「法第 12 条の 10」を「法第 12 条の 11」に改める。

第 15 条第 3 項中「上水道使用に係る使用料は、御船町水道課が行うメーター一点検日」を「使用料は、町が行うメーター検針日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 7 号

御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 8 年条例第 1 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 1 0 日

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

受益者負担金の端数処理を明確化することなどのため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

御船町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「前項」を「前条」に改め、「これを賦課するものとする。」の次に「この場合において、当該負担金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を加え、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第10条中「第5号」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 30 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

御船町長 藤木 正幸

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前

の例による。

(提案理由)

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

発議第 5 号

御船町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
る条例の制定について

御船町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 29 年条例第 15
号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 10 日提出

提出者	御船町議会議員	岩永	宏介
賛成者	御船町議会議員	増田	安至
賛成者	御船町議会議員	井本	昭光
賛成者	御船町議会議員	清水	聖
賛成者	御船町議会議員	福本	悟
賛成者	御船町議会議員	宮川	一幸

（提案理由）

行政手続における押印の見直しに伴い、手続の簡略化を図るため、所
要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

御船町議会政務活動費の交付に関する条例（平成29年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。